

熊本県健康福祉部所管施設整備等審査会設置要項

(目的)

第1条 健康福祉部が所管する社会福祉法人の設立並びに社会福祉施設、医療関係施設、保健衛生施設及び社会復帰施設等（以下「施設等」という。）の整備を適正に行うため、健康福祉部内に健康福祉部所管施設整備等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査)

第2条 この審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- ① 社会福祉法人の設立及び施設等の創設又は増築等に係る基本的指針に関すること。
- ② 社会福祉法人の設立の適否に関すること。
- ③ 施設等の創設又は増築等の整備計画の適否及び優先順位に関すること。

2 審査は、関係法令・国の通知等に基づき行うものとする。

3 この審査会の審査対象は、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日厚労省通知）の「法人認可に係る審査について」及び「施設整備に係る審査等について」によるものとする。ただし、それ以外の施設整備についても、第1項第3号の審査が必要であるものについては、審査会へ諮ることができるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、健康福祉部長、健康福祉部政策審議監、健康福祉部医監、健康福祉部長寿社会局長、健康福祉部子ども・障がい福祉局長、健康福祉部健康局長、健康福祉政策課長、土木部建築住宅局建築課長、社会福祉全般に精通した学識経験者、熊本県社会福祉協議会常務理事、当該審議に付する施設に係る担当課長及び会長が必要と認める者を審査員として組織する。

2 審査会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 会長に事故あるときは、健康福祉部政策審議監がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ議事を開き、審査することができない。

3 審査会は、会長が主宰し、事業内容については担当課長が説明することとする。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項で定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成10年2月16日から施行する。

この要項は、平成15年8月19日から施行する。

この要項は、平成17年9月21日から施行する。

この要項は、平成18年6月22日から施行する。

この要項は、平成19年4月24日から施行する。

この要項は、平成21年4月14日から施行する。

この要項は、平成22年6月9日から施行する。

この要項は、平成23年6月2日から施行する。

この要項は、平成25年11月5日から施行する。